

令和7年度 「歳末たすけあい支援金」のご案内

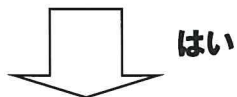
—歳末たすけあい募金配分金事業—

共同募金運動の一環として住民の皆様から寄せられる「歳末たすけあい募金」から、支援を必要とする世帯が安心して地域で安心して暮らせるよう「歳末たすけあい支援金」を贈呈します。



以下の要件に該当する世帯は対象となります。

- ① 令和7年11月1日現在、吉田町に住所を有し、引き続き年末年始も吉田町にお住まいですか？
施設に入所や長期ショートステイ、長期入院をしていないですか？



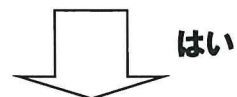
- ② 令和7年度の世帯全員の住民税(町・県民税)が所得割・均等割ともに非課税ですか？



- ③ 生活保護を受けていないですか？



- ④ A～Fのいずれかに該当しますか？
- A 児童扶養手当全部支給に該当するひとり親世帯
 - B 満75歳以上の高齢者のみの世帯
 - C 要介護4又は要介護5の方がいる世帯
 - D 身体障害者手帳1級又は2級の方がいる世帯
 - E 療育手帳A又はBの方がいる世帯（施設入所除く）
 - F 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方がいる世帯（施設入所除く）



いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

対
象
外

該 当 し た 方 は 右 面 へ

申請方法

申請書に必要事項を記入し、下記の確認書類を添えて当協議会窓口へご提出ください。
※記入例は裏面をご覧ください。

◎ 申請に必要な書類

- 1 申請書
- 2 確認書類

ア(必ず提出) 令和7年度の世帯全員の課税状況がわかる書類または写し

いずれか
1つ

- ①介護保険料段階区分 1.2.3の方は
特別徴収開始通知書又は介護保険料納入通知書
- ②住民税決定証明書(税務課発行 1通 300円)

イ(該当者のみ提出)

- ① 介護保険被保険者証の写し(前頁④のCに該当する方)
- ② 障害者手帳等の写し(前頁④のD・E・Fに該当する方)

※ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

受付期間

令和7年11月10日(月)～令和7年11月28日(金)

贈呈品

- ・支援金 一世帯上限 6,000円
- ・支援品(日用品、食品等) (募金実績と対象世帯数により金額の調整があります)



決定/贈呈

当協議会で申請内容を確認し、審査、決定します。
決定した方には地区の民生委員児童委員が12月にお届けします。
贈呈方法が変更される場合があります。

その他、注意事項等

- ・ 対象要件の確認等、ご不明な点は当協議会へお問い合わせください。
- ・ 事業実施のために、関係行政機関や担当地区の民生委員児童委員に対して情報提供を行います。
- ・ 虚偽の記載内容があった場合には、贈呈した金品の返還を求める場合があります。
- ・ 書類に不備があった際は、提出期限までに書類の再提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 申請書にご記入いただいた内容は、本事業以外の目的には使用いたしません。

書類提出/問い合わせ

社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会 法人運営課
〒421-0303 吉田町片岡 795-1 ☎34-1800
●受付時間：午前9時～午後5時(平日のみ)